

俱知安町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを可決



学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正により、放課後児童支援員の資格要件について所要の改正を行いました。

(平成 31 年 4 月 1 日から施行)

俱知安町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを可決



山田地区のリゾート開発等による給水の需要増に対応するため、新規水源の整備及び既存水源の能力増強を図ることに伴い、給水人口及び 1 日最大給水量に変更が生じるため、所要の改正を行いました。

(平成 31 年 4 月 1 日から施行)

俱知安町財政健全化基金の費消についてを可決

公共下水道事業、除排雪業務委託事業、救急医療等体制整備事業に充てるため、俱知安町財政健全化基金を費消することが可決されました。

■ 費消金額 360,000 千円以内

俱知安町教育振興基金の費消についてを可決

小学校教育振興備品購入事業に充てるため、俱知安町教育振興基金を費消することが可決されました。

■ 費消金額 2,860 千円以内

俱知安町課設置条例の一部改正についてを可決

自衛隊推進室を、総合政策課から総務課の所管とすることに伴い、改正を行いました。

(公布の日から施行)

教育委員会教育長の任命につき同意を求めるについてを同意

教育委員会教育長に 村井 満 氏を任命するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により議会の同意が求められ、同意しました。

任期 自 平成 31 年 4 月 1 日
至 平成 33 年 3 月 31 日

※平成 31 年 3 月 18 日に提出されたため、元号は平成の表記。

俱知安町国民健康保険税条例の一部改正についてを可決

地方税法施行令の改正により、国民健康保険税の課税限度額（基礎分）の改定等に伴い、被保険者の受益負担の公平化を図るために所要の改正及び文言の整備を行うため、改正を行いました。 (平成 31 年 4 月 1 日から施行)

俱知安町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを可決

災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正に伴い、災害援護資金の貸付条件を改正及び所要の改正を行いました。

(平成 31 年 4 月 1 日から施行)

俱知安町水道事業が施行する水道の布設工事並びに水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正についてを可決

学校教育法の一部改正による専門職大学制度の創設及び技術士試験の選択科目の見直しにより、水道法施行令及び技術士法施行規則が改正されることに伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格区分の規定整備及び文言整理のため、所要の改正を行いました。

(平成 31 年 4 月 1 日から施行)

損害賠償の額を定めることについてを可決

平成 29 年 9 月 3 日に町営住宅敷地内にて、不陸な場所に設置されていた町所有の車止が転倒し、入居者が負傷した。

損害賠償額が確定したことにより、過失割合は俱知安町が 100%、相手方 0% とし、俱知安町は相手方の損害額の 100% を賠償することが可決されました。



任命同意された村井 満 氏からの挨拶